

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 1 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
1	高知市駐車場の管理運営に関する年度協定書	R4. 4. 1	都市建設部長	高知市長	(株)高知市中心街再開発協議会 代表取締役	高知市駐車場の管理運営に関する基本協定書（協定期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）に基づき、高知市駐車場の管理運営に関する年度協定書を締結したもの。	都市建設総務課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	
2	覚書	R4. 3. 1	市長	高知市長	日本たばこ産業(株)四国支社高知支店高知支店長	たばこを吸われる方と吸われない方の双方に配慮した喫煙環境の整備及び環境美化施策に寄与するため、相手方から市に喫煙設備の無償譲渡があり、当該喫煙設備の取扱いに関し、覚書を交わしたものの。	みどり課	一部公開 (法人の支店長印の印影)	
3	わんぱーくこうち管理運営に関する年度協定書	R4. 4. 1	都市建設部長	高知市長	(公財)高知市都市整備公社理事長	わんぱーくこうちの管理運営に関する基本協定書（協定期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）に基づき、わんぱーくこうち管理運営に関する年度協定書を締結したもの。	みどり課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	
4	協定書	R3. 5. 31	都市建設部長	高知市長	とさでん交通(株)代表取締役 高知県警察 本部長	区分所有建物である電鉄ターミナルビルの共有部分である西側壁面において、とさでん交通がデジタルサイネージ広告事業を行うことに関し、協定書を締結したもの。	みどり課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	
5	管理協定書	H27. 4. 28	都市建設部長	高知市長	個人 ダイレックス(株)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所・氏名、設計者の氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3667

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 2 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
6	管理協定書	H27.4.28	都市建設部長	高知市長	個人 ダイレックス(株) 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所・氏名、設計者の氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3667
7	管理協定書	H27.7.7	都市建設部長	高知市長	(株)エースワン 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (設計者の氏名、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3671
8	管理協定書	H27.7.7	都市建設部長	高知市長	個人 (株)エースワン 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所・氏名、設計者の氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3671
9	管理協定書	H28.5.26	都市建設部長	高知市長	個人 ダイレックス(株) 代表取締役社長	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3703

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 3 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
10	管理協定書	H28.5.26	都市建設部長	高知市長	個人 ダイレックス(株) 代表取締役社長	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3703
11	管理協定書	H28.9.26	都市建設部長	高知市長	個人 (株)よどや代表取締役社長	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3717
12	管理協定書	H28.9.28	都市建設部長	高知市長	個人	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所・氏名、個人印の印影)	開発登録簿 No. 3714
13	管理協定書	H29.1.12	都市建設部長	高知市長	個人 (株)IDOM代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3728
14	管理協定書	H29.1.12	都市建設部長	高知市長	個人 (株)IDOM代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3728

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 4 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
15	管理協定書	H29. 2. 28	都市建設部長	高知市長	個人 (株)慶尚 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所 ・氏名、個人印 の印影、法人の 代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3734
16	管理協定書	H29. 2. 28	都市建設部長	高知市長	(株)慶尚 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3734
17	管理協定書	H29. 4. 10	都市建設部長	高知市長	(株)四国 不動産 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3736
18	管理協定書	H29. 5. 23	都市建設部長	高知市長	個人 (株)日産 サティオ 高知代 取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・ 氏名、個人印の 印影、法人の代 表者印の印影)	開発登録簿 No. 3744

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 5 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
19	管理協定書	H29. 5. 23	都市建設部長	高知市長	(株)生田組 代表取締役 (株)日産サテオ 高知 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3736
20	管理協定書	H29. 9. 25	都市建設部長	高知市長	(福)秦ダイヤライフ福祉会 理事	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3749
21	管理協定書	H29. 11. 7	都市建設部長	高知市長	個人	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影)	開発登録簿 No. 3757
22	管理協定書	H30. 1. 30	都市建設部長	高知市長	個人 オリックス(株) 代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3758

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 6 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
23	管理協定書	H30.2.8	都市建設部長	高知市長	(株)四国不動産代表取締役 (株)サニーマーケット代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3759
24	管理協定書	R1.11.7	都市建設部長	高知市長	個人 (株)エースワン代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人及び法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (所有者の住所・氏名、設計者の氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3808
25	管理協定書	R1.11.7	都市建設部長	高知市長	(株)エースワン代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (設計者の氏名、個人印の印影、法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3808
26	管理協定書	R1.12.13	都市建設部長	高知市長	高知日野自動車(株)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3811

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 7 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
27	管理協定書	R2.9.17	都市建設部長	高知市長	高知トヨタ自動車(株)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3833
28	管理協定書	R2.10.29	都市建設部長	高知市長	東洋電化工業(株)代表取締役社長	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3834
29	管理協定書	R3.4.1	都市建設部長	高知市長	(株)セントラル代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3829
30	管理協定書	R3.8.20	都市建設部長	高知市長	ニッポン高度紙工業(株)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No.3839
31	管理協定書	R3.8.27	都市建設部長	高知市長	(株)虹の夢グループ本社代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したものの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者 印の印影)	開発登録簿 No. 3845

覚書等整理表（令和5年2月公表分）

（様式1）

（部局名：都市建設部）

（取りまとめ課：都市建設総務課 電話 088-823-9216）

（ページ番号 8 / 8）

No.	覚書等件名	文書日付	最終 決裁者	関係者名		概要・背景	所管 課等	・公開等の区分 (公開しない部 分)	備考
				市側	相手方				
32	管理協定書	R4.4.12	都市建設部長	高知市長	(株)慶尚ナレッジ代表取締役 コーナン商事(株)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3877
33	管理協定書	R4.5.20	都市建設部長	高知市長	濱村鉄工所(有)代表取締役	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、法人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (法人の代表者印の印影)	開発登録簿 No. 3874
34	管理協定書	R4.6.13	都市建設部長	高知市長	個人	都市計画法の開発行為により設置した公共施設のうち、個人を管理者とする緑地及び広場に関し、管理責任の所在、善管注意義務のほか管理者の地位の承継に関する規定等の公共施設の機能を維持するために必要な事項を定めるため、管理協定書を締結したもの。	都市計画課	一部公開 (個人の住所・氏名、個人印の印影)	開発登録簿 No. 3870